

八王子市立中野北小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉 いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉 東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉 いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針
（R4.2月改定）

八王子市立中野北小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
全ての教職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る、誰もが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、いじめの未然防止・早期発見・即時対応の取組を徹底する。
絶対にいじめを許さないこと・黙って見ていることもいじめと同じであるということを繰り返し指導していく。
- 令和7年度の重点項目
道徳教育やコミュニケーション能力を高める活動・体験を充実させることで、「心の豊かな中野北小の子」の育成を目指す。

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

中野北小は児童数が少ないため、職員は多くの児童の顔と名前が一致しており、児童の様子を見取ったり、特性に応じた声かけをしたりすることがやりやすい。小さなことでも情報を共有し、全職員が同じことを知っていて対応することで、いじめの芽を少しでも早く摘むということに務めていく。また、言葉に関して課題があるため、人を傷つける言葉をなくし、自分の気持ちを表す言葉を増やしていくという指導を続けていく。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日：毎週金曜日 15時10分から
- 構成員：校長、副校長、生活指導主任（いじめ対策コーディネーター）、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC、担任
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断、校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等
*対策委員会の報告を毎週金曜日の生活指導夕会で行う。

いじめ対応の流れ

- ①いじめ発覚
 - ②情報収集・事実確認（当事者・周囲の児童からの聞き取り）
 - ③方針決定・役割分担（緊急いじめ対策委員会開催）
 - ④解消への取り組み（全職員による組織的な対応）
 - ⑤経過報告（職員全員で共有）
 - ⑥継続支援・再発防止（全校対応。保護者や関係機関との連携）
- ※見守りシート、SC 全校児童面談等により早期発見に努める。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 6月・11月 レーダーチャート作成、いじめへの取組振り返り
- 12月「重大事態の理解と対応」
- 2月「いじめへの組織的な対応」
- この他、毎週の学校いじめ対策委員会で得たスクールカウンセラーからの助言を共有し、対応について学ぶ。

いじめの防止等に向けた児童・生徒の取組

【自己肯定感の上に立った温かい人間関係を構築するための取組】

本校ではいじめを生まない学校風土を作る重点として『インクルーシブ教育』『たてわり班活動』を推進している。
『インクルーシブ教育』では、特別支援学級と通常級の児童が共に学び合う中で、他者の気持ちをその人の立場にたって想像する場面をもつことで他者を思いやる気持ちを育てていく。
また、『たてわり班活動』に活発に取り組むことで、多くの人と交流してクラス以外にも居場所を作っていく。集会での遊び以外にも、たてわり班清掃など、いろいろな場面で、たてわり班のメンバーと過ごすことになる。異学年の友だちと交流する中で「自分になりたい人」を見つけ、憧れや希望をもつことができるとも考えている。

【その他のいじめ防止にむけた具体的な取組】

- いじめを生まない学校風土作りと同時に、いじめ防止に向けた具体的な取組として、
- SOS の出し方について学ぶ授業（DVD を活用）を行う。 ○ 年に3回以上のいじめに関する授業を行う。
 - 『SNS 東京ルール』に基づく『SNS 中北ルール』を作成する。
 - 日常の授業において、児童同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定する。
 - 年に3回のいじめ把握調査に合わせ、いじめについて考える。○ 相手のことを考えた言葉を使うことを日々心がける。
 - 同じ児童の間でトラブルが2回以上確認された場合はいじめ対策委員会に報告し、今後の対応を協議する。また、これからの対応を教職員で共有し、場合によっては保護者に知らせる。 などを行っていく。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・中野北小いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載。
- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明。
- ・子ども見守りシートの活用を周知。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善へ。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知。

関係機関

- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知。
- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処。
- ・事案に応じて、SSW・児童相談所・警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応。